

## 補助対象及び補助対象外のものについて（要注意事項）

### 1 消毒・清掃費用、衛生用品

#### （1）対象物品

使い捨ての物品が対象となり、新型コロナ対応期間終了後も使用できる器具、備品は対象外となります。

#### 【対象物品】

- 清掃業務の委託費用、リネンサプライ等のクリーニング費用
- 消毒、清掃に必要な消耗品（使い捨てのほうき・ちりとり、雑巾、ごみ袋、消毒シート、消毒液等）
- 廃棄物処理委託費用、廃棄物処理に使用のごみ袋、ブルーシート、テープ等
- 衛生防護用消耗品（マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液、使い捨て食器）

#### 【対象外となるものの例】

- ×消毒・清掃機器（掃除機、空気清浄機など）
- ×繰り返し使用可能なごみ箱、バケツ
- ×抗菌を目的とする消毒
- ×体温計、パルスオキシメーター、パーティション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツ、ワイパー本体、  
※体温計、パルスオキシメーターは、療養中の入所（居）者の経過観察のために必要な場合は対象
- ×おむつ、熱さまシート等（感染防止、消毒を目的としないもの）

#### （2）対象範囲

新型コロナ対応期間中に購入し、かつ、使用する量が対象です。（元々所有する在庫を使用した場合は対象外）

#### 【対象外となるものの例】

- ×新型コロナ対応期間以前又は以後の購入物
- ×新型コロナ対応期間中に購入したが、期間中に使用しなかったもの
- ×在庫を使用した場合その在庫を補充するための購入、将来の感染に備えた購入
- ※購入分の一部を使用した場合で、対応期間中の使用量について記録が残っていない場合は推定使用料を基に適切な額を申請願います。

### 2 人件費（時間外手当、危険手当）

#### （1）対象人件費

新型コロナ対応に伴い発生した時間外手当（超過勤務手当、休日手当）や、新型コロナ対応従事者への危険手当、緊急雇用した職員の給与等が対象となります。

#### 【対象外となるものの例】

- ×新型コロナ対応に伴わない、通常時でも発生する時間外手当、夜勤手当
- ×見舞金

### 3 その他

※物品購入に係る支払時の振込手数料が相手方負担になっている場合、実質的な値引きとなるため、振込手数料を補助対象経費で按分し、減額してください。

※自費検査費用については、まずは市町実施の補助が活用できないかご検討ください。

※その他、対象事業所、対象経費の詳細は国 Q&A をご参照いただき、ご不明な点はお問い合わせください。